

令和元年5月29日

株主の皆様へ

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役会長 三田 聖二

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（同封の議決権行使書用紙を指し、以下同様とします）またはインターネットによる議決権行使（以下、「書面等行使」といいます）をお願いいたします。書面等行使にあたっては、株主総会参考書類（本書47頁から54頁）をご検討のうえ、令和元年6月25日（火曜日）午後6時までに当社に到着するよう、お願いいたします。詳細は、次頁以降の「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都港区麻布台二丁目1番2号
東京アメリカンクラブ 地下2階
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）
末尾に株主総会会場ご案内略図を掲載しています。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第23期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎本招集ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.j-com.co.jp>）において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

## 議決権行使等についてのご案内

- 1 当日ご出席いただける場合
  - ・同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（書面またはインターネットによる議決権行使は必要ありません）。
  - ・代理人としてご出席いただける方は、議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 2 当日ご出席いただけない場合
  - ・書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
  - ・書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしします。

### <書面により議決権を行使する場合>

- ・同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和元年6月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- ・各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

### <インターネットにより議決権を行使する場合>

- ・インターネット接続料、通信料等の費用は、株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる賛否の入力が複数回行われた場合は、最後に入力された内容を有効なものとしします。

#### (1) 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します）。
- ②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境（以下に例示します）によっては、ご利用いただけない場合があります。
  - ・ファイアーウォール等を使用している場合
  - ・アンチウィルスソフトを設定している場合
  - ・proxyサーバーを利用している場合
  - ・TLS暗号化通信を指定していない場合

(2) 議決権行使方法について

- ①当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください（「ログインID」及び「仮パスワード」は、株主総会ごとに異なります）。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざん防止のため、「仮パスワード」の変更をお願いいたします。
- ③画面の案内にしたがって、令和元年6月25日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

<QRコード（注）によるログイン>

- ・スマートフォンでは、QRコード（注）によるログインもできます。
- ・スマートフォンで同封の議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取っていただくと、議決権行使サイトに接続します（「ログインID」及び「仮パスワード」のご入力は不要です）。
- ・セキュリティ確保のため、QRコードによるログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」のご入力が必要です。
- ・スマートフォンの機種によっては、QRコードによるログインができない場合があります。この場合は、上記①の方法で議決権行使サイトにログインしてください。

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

<決議通知について>

当社では、本定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (<https://www.j-com.co.jp>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

# 添付書類

## 事業報告

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、安全・安心にデータを運ぶ（通信する）ことを自らの使命（ミッション）として事業を展開しています。当社は現在、金融機関向けに安全・安心な通信に基づくモバイル・ソリューションを提供する、FinTech（フィンテック）イネイブラー事業に注力していますが、現時点における当社の売上の過半は、依然として格安SIM事業によるものとなっています。このような状況を踏まえ、当社は、当連結会計年度において、早期黒字化のための収益改善と、将来の成長に向けた先行投資のバランスを取りながら経営に当たり、以下2つの業績を残しました。

##### (i) 早期黒字化のための収益改善（短期的な業績）

当社が一般消費者向けに提供している格安SIM事業の月額課金通信サービスは、過当競争の中でも9四半期連続で増収を維持し、堅調に推移しています。また、従前からFinTechイネイブラー事業として提供している改正割賦販売法（平成30年6月施行）に準拠したクレジットカード決済のためのソリューション・サービスの売上も伸長し、利益貢献が顕在化するようになりました。一方、費用面では、売上原価は固定費の削減等により前期比124百万円減、販売費及び一般管理費は前期比約1%増に抑えています。これにより、当社は、これまでの2年度に引き続き、売上高の成長と損失額の改善を実現することができました。

##### (ii) 将来の成長に向けた先行投資（長期的な業績）

当社は、安全・安心な通信が喫緊の課題として強く要望されている金融業界向けに、スマートフォンで安全・安心なインターネット取引ができるFinTechプラットフォームとして、「FPoS」（エフポス、FinTech Platform over SIM）を開発しました。

FPoSについては、平成30年5月に、金融庁が設置したFinTech実証実験ハブの支援案件に決定し、同年8月から10月にかけて実証実験が行われました。平成31年1月に金融庁から実証実験の結果が公表されましたが、金融庁の回答として、FPoSは、「監督指針で示されている「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」などの高度化・巧妙化する犯罪手口への対策にかかる着眼点も充足し、「インターネット等の通信手段を利用した非対面取引を行う場合の本人認証の観点で特段の問題はない」ことが示されました（実証実験の詳細及び実証実験参加企業（当社を含む）の開示資料、及び、平成31年1月24日付の金融庁及び当社の開示資料をご参照ください）。

また、当社は、FPoSの基盤技術について、平成31年3月に特許を取得しました。これにより、当社は、FinTechプラットフォームについて、規制対応（金融庁の監督指針への準拠）及び知的財産（特許取得）の両面で基礎固めを完了し、商用化に向けた局面に移行する準備を整えました。

海外事業においては、従来から展開しているATM向けモバイル専用線サービスについて、金融業界向けにプラットフォームを提供する大手事業者と提携して、スマートセーフと呼ばれる店舗内設置型銀行金庫向けに提供する案件を開拓していますが、まだ大きな実績を上げるには至っていません。また、周波数免許不要のLTE技術を利用したサービスについては、平成31年初めに見込まれていたCBRS（市民ブロードバンド無線サービス、Citizens Broadband Radio Service）の商用サービスへの開放が遅れており、現時点でまだ実施されておりません。しかしながら、当社は、今後の5Gの到来に向けてCBRSが果たす役割及びその事業可能性は極めて大きいものと考えており、米国政府から試験許可を得るなど、商用テストサービスの準備を進めています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比16.0%増の3,518百万円（前連結会計年度は3,034百万円）、営業損失は502百万円（前連結会計年度1,093百万円の損失から591百万円の改善）、経常損失は495百万円（前連結会計年度1,115百万円の損失から620百万円の改善）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は499百万円（前連結会計年度2,348百万円の損失から1,849百万円の改善）となりました。

② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新や増強、データ通信用ソフトウェアの開発などに145百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社は、携帯通信業界における規制緩和を受け、マルチネットワーク運用の構築及びFinTechプラットフォームの構築と提供という新たなビジネス領域に展開する財務体制を実現するため、平成30年3月22日、クレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第4回新株予約権（第三者割当て）237,000個（目的である株式の数23,700,000株）を発行しました。当事業年度において、同新株予約権21,000個が行使され、当社は245百万円の資金を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分  
の状況

当社は、平成30年11月29日、全額出資子会社として、my FinTech株式会社を設立しました。なお、同社は、平成30年12月28日に日本エイ・ティー・エム株式会社を引受先とする第三者割当増資を行い、当事業年度末時点における当社の同社に対する議決権比率は76.9%です。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第20期                   | 第21期                   | 第22期                   | 第23期                   |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|                            | 自 平成27年4月<br>至 平成28年3月 | 自 平成28年4月<br>至 平成29年3月 | 自 平成29年4月<br>至 平成30年3月 | 自 平成30年4月<br>至 平成31年3月 |
| 売 上 高(百万円)                 | 4,109                  | 2,659                  | 3,034                  | 3,518                  |
| 経常損失(△) (百万円)              | △1,993                 | △1,650                 | △1,115                 | △495                   |
| 親会社株主に帰<br>属する当期純損<br>失(△) | △2,158                 | △2,198                 | △2,348                 | △499                   |
| 1株当たり当期純損失<br>(△) (円)      | △15.36                 | △15.16                 | △15.14                 | △3.13                  |
| 総 資 産(百万円)                 | 5,763                  | 4,792                  | 2,049                  | 1,687                  |
| 純 資 産(百万円)                 | 2,703                  | 1,755                  | 903                    | 657                    |

### (3) 子会社及び関連会社の状況

#### ① 子会社の状況

| 会社名                                          | 資本金           | 議決権比率              | 主な事業内容                          |
|----------------------------------------------|---------------|--------------------|---------------------------------|
| JCI US Inc.                                  | 359.97 (US\$) | 100.0%             | 米国事業の統括                         |
| Contour Networks Inc.                        | 424.34 (US\$) | 100.0%<br>(100.0%) | 米国でのMVNO事業                      |
| Computer and Communication Technologies Inc. | 513.70 (US\$) | 100.0%<br>(100.0%) | MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発       |
| Arxceo Corporation                           | 422.83 (US\$) | 100.0%<br>(100.0%) | ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売     |
| コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社                      | 50 (百万円)      | 100.0%<br>(100.0%) | ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売 |
| クルーシステム株式会社                                  | 150 (百万円)     | 100.0%             | 電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託          |
| JCI Europe Communications Limited            | 500,000 (ユーロ) | 100.0%             | 欧州の携帯網を使用するMVNO事業               |
| my FinTech株式会社                               | 33 (百万円)      | 76.9%              | インターネット取引のための認証プラットフォームの構築及び運営  |

(注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有比率で内数です。

2. 平成30年11月29日にmy FinTech株式会社を設立しました。同社は、平成30年12月28日に日本エイ・ティー・エム株式会社を引受先とする第三者割当増資を行いました。

#### ② 関連会社の状況

| 会社名                 | 資本金      | 議決権比率 | 主な事業内容                    |
|---------------------|----------|-------|---------------------------|
| H. I. S. Mobile株式会社 | 50 (百万円) | 40.0% | 日本国内及び日本国外の携帯網を使用するMVNO事業 |

(注) H. I. S. Mobile株式会社は当社の関連会社として、持分法の適用対象となっています。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、平成28年1月、高収益・高成長企業に転換するための新事業戦略を策定し、格安SIM事業者から、他のMVNO事業者や金融機関、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに安全・安心な通信に基づくモバイル・ソリューションを提供するイネイブラー事業者に転換する方針を決定しました。当社は、この戦略に沿って事業を遂行しており、昨年度以降は、安全・安心な通信が喫緊の課題となっている金融機関向けにモバイル・ソリューションを提供する、FinTech（フィンテック）イネイブラー事業に注力しています。しかしながら、現時点において、当社の売上の過半は、依然として格安SIM事業によるものとなっています。

そのため、現在の当社にとって最大の経営課題は、格安SIM事業者からFinTechイネイブラー事業者への転換を確実に実行するとともに、その移行をスムーズに実現することです。

具体的には、格安SIM事業において早期に月次ベースでの安定的な黒字化を果たし、かつ、FinTechイネイブラー事業においてFPoSのような当社独自のソリューション・プラットフォームの構築を進めて提供事例を増やすという2つの課題を達成する必要があります。

この2つの課題をバランスよくマネージしながら達成していくことは容易なことではありませんが、現時点までに実現できた限りにおいて、この方向性を推し進めることでより大きな成果を上げることができるという確信を得ています。

そして、当社が、格安SIM事業者からFinTechイネイブラー事業者への転換を確実に実行するとともにその移行をスムーズに実現する、という最大の経営課題に対処するうえで最も重要な要素は、人材です。当社グループの事業はノウハウや技術等がコアであるため、それらを持つ人材が重要な鍵となります。当社グループは、そのためのヒューマンリソース戦略として、クルーシステムを実践しています。クルーシステムは、当社が考案・構築した事業遂行モデルで、一人一人の人材（クルー）が会社の優先順位に応じた多様な業務を担当することによって、様々なノウハウや技術を身に付けていく仕組みです。当社が直面している上記の課題は、一様に、変化する環境への対応が求められるものですが、クルーシステムは硬直的な分業システムではなく、それ自体、変化に対応する仕組みを備えており、比較的短期間で多様な職務のスキルや経験を幅広く積むことも、一定の職務に専念してより深くスキルや経験を積むことのいずれも可能なものとなっています。当社が直面する課題は前例のないもので、既に知識や経験のある企業がどこかに存在する

わけではありません。一方、当社には、MVNO事業モデルを定着させるに至るまでに、法制度の活用、携帯事業者との交渉やネットワーク構築などを通じて培った経験とノウハウがあり、これは、当社のみが持ちうるものです。

また、財務上の課題としては、安定的な通期黒字化を実現するまでの研究開発投資及び設備投資のための資金の確保が挙げられますが、当社は、新事業戦略の策定後、同戦略を実現するための資金を確保する手段として、平成28年7月にクレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）を発行しており、同新株予約権が行使されたことにより、これまでに2,719百万円の資金を調達しました。さらに、当社は、平成30年3月にクレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第4回新株予約権（第三者割当て）を発行しており、当事業年度において、同新株予約権が行使されたことにより、245百万円の資金を調達しました。当社は、割当先が同新株予約権を行使する時期及び数量をコントロールすることができるため、当社の資金ニーズに応じ、株式価値の希薄化に配慮した柔軟な資金調達を実現することが可能です。

当社は、格安SIM事業者からFinTechイネイプラー事業者への転換を確実かつスムーズに実現するために、格安SIM事業において早期に月次ベースでの安定的な黒字化を果たし、かつ、FinTechイネイプラー事業において当社独自のソリューション・プラットフォームの構築を進めて提供事例を増やすという2つの課題に対してバランスよく取り組んでいきますが、その根幹を担う人材面においては、引き続きクルーシステムを事業遂行基盤として、経験やノウハウを一層高めてまいります。また、財務面においては、必要に応じて上記新株予約権を活用して、当社が直面する課題に取り組んでいく方針です。

## (5) 主要な事業内容（平成31年3月31日現在）

当社グループは、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

当社グループが提供する事業の種類及び概要は、以下のとおりです。

### ① MVNO事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社がMVNO（注2）としてモバイル通信サービスを提供する事業で、日本国内で展開しています。

| 事業の種類                      | 事業の概要                                                                                                             |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SIM事業（MVNO）<br>（商標：bモバイル等） | 日本国内において、主に個人顧客（外国人旅行者や中小法人顧客を含むものとし、以下同様とします）に対して、SIMカードや通信端末の形態で、モバイル通信サービスを提供する事業<br>（平成13年12月個人向けサービスとして提供開始） |

### ② イネイブラー事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがイネイブラーとしてモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業で、日本国内及び海外（米国）で展開しています。

| 事業の種類                   | 事業の概要                                                                                                 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (i) SIM事業<br>（MVNE（注3）） | 日本国内において、主に個人顧客にMVNO事業を提供するパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスを提供する事業<br>（平成26年11月サービス開始）               |
| (ii) MSP事業（日本）          | 日本国内において、MVNO、金融機関、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業<br>（平成28年1月サービス開始）   |
| (iii) MSP事業（海外）         | 米国において、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業<br>（平成19年11月サービス開始） |

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。
2. MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者) とは、MNO (Mobile Network Operator : 移動体通信事業者) が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。
3. MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む企業をいいます。

## (6) 主要な事業所 (平成31年3月31日現在)

### ① 当社及び子会社

| 会社名                                          | 名称及び所在地               |
|----------------------------------------------|-----------------------|
| 日本通信株式会社                                     | 本社 (東京都港区)            |
| JCI US Inc.                                  | 本社 (米国コロラド州イングルウッド)   |
| Contour Networks Inc.                        | 本社 (米国コロラド州イングルウッド)   |
| Computer and Communication Technologies Inc. | 本社 (米国コロラド州イングルウッド)   |
| Arxceo Corporation                           | 本社 (米国フロリダ州ポンテベドラビーチ) |
| コントウアー・ネットワークス・ジャパン株式会社                      | 本社 (東京都港区)            |
| クルーシステム株式会社                                  | 本社 (東京都港区)            |
| JCI Europe Communications Limited            | 本社 (アイルランド・ダブリン)      |
| my FinTech株式会社 (注)                           | 本社 (東京都港区)            |

(注) 平成30年11月29日にmy FinTech株式会社を設立し、当該事務所を新設しました。

### ② 関連会社

| 会社名                 | 名称及び所在地     |
|---------------------|-------------|
| H. I. S. Mobile株式会社 | 本社 (東京都新宿区) |

(7) 従業員の状況（平成31年3月31日現在）

① 当社及び連結子会社の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 98（9）名 | 増減なし（2名増）   |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 79（2）名 | 3名減（2名減）  | 39.5歳 | 8.6年   |

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成31年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額   |
|--------------|-------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 54百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 435,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 160,428,239株 |
| ③ 株主数        | 42,048名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株主名                                        | 持株数         | 持株比率<br>(注1) |
|--------------------------------------------|-------------|--------------|
| NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC            | 14,028,239株 | 8.74%        |
| MLPFS CUSTODY ACCOUNT (注2)                 | 12,686,000株 | 7.90%        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）                 | 3,292,700株  | 2.05%        |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                    | 2,184,300株  | 1.36%        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）                 | 2,040,900株  | 1.27%        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）                 | 1,931,900株  | 1.20%        |
| 池田 誠 二                                     | 1,700,000株  | 1.05%        |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 1,537,209株  | 0.95%        |
| 三 田 聖 二 (注3)                               | 1,498,300株  | 0.93%        |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）                 | 1,373,100株  | 0.85%        |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（15,004株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。
2. LTSanda B.V.B.A（当社代表取締役会長三田聖二が議決権の過半数を保有しています）の保有によるものです。
3. 当社代表取締役会長です。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

平成30年3月6日開催の取締役会決議に基づき同年3月22日に発行した日本通信株式会社第4回新株予約権（第三者割当て）の権利行使により、発行済株式総数は2,100,000株増加しました。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成31年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況（平成31年3月31日現在）
  - イ. 当社役員、従業員等に交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### ロ. 第三者に交付された新株予約権等の状況

|                          |                                                |
|--------------------------|------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称                 | 日本通信株式会社第4回新株予約権<br>(第三者割当て)                   |
| 発行決議の日                   | 平成30年3月6日                                      |
| 新株予約権の数                  | 216,000個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数       | 普通株式 21,600,000株<br>(新株予約権1個当たり100株)           |
| 新株予約権の払込金額/個             | 42円                                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株 | 当初123円（注1）                                     |
| 新株予約権の行使期間               | 平成30年3月23日から<br>令和2年3月22日まで                    |
| 新株予約権の行使の条件              | 各新株予約権の一部行使はできない。                              |
| 割当先                      | 第三者割当ての方法により、発行した新株予約権の総数をクレディ・スイス証券株式会社に割当てた。 |

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という）の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該効力発

日以降、当該金額に修正される。ただし、当該効力発生日に係る修正後の行使価額が62円を下回ることとなる場合には行使価額は62円とする。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

- ①当社は、平成30年3月22日以降、その裁量により、本新株予約権の全部または一部につき、行使することができない期間を指定（以下、「停止指定」という）する権利を有している。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができる。
- ②当社は、平成30年9月25日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当先に対して法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを取得することができる。割当先は、当社と割当先との間で締結した第三者割当契約（以下、「本第三者割当契約」という）により、上記通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行うことができない。
- ③割当先は、令和2年2月27日以降同年3月12日までの間に当社に対して通知することにより、または当社の重大な義務違反等を原因として本第三者割当契約が解除された場合、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを買収する。
- ④当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を割当先に行わせない。
- ⑤割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ⑥割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成31年3月31日現在）

| 会社における地位          | 氏 名     | 担当及び重要な兼職状況                                             |
|-------------------|---------|---------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>（代表取締役）  | 三 田 聖 二 | LTSanda B.V.B.A マネージングディレクター                            |
| 取締役社長<br>（代表取締役）  | 福 田 尚 久 | my FinTech株式会社 代表取締役社長                                  |
| 取締役副社長<br>（代表取締役） | 田 島 淳   | コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 代表取締役社長<br>クルーシシステム株式会社 代表取締役社長 |
| 取締役<br>（社外取締役）    | 塚 田 健 雄 |                                                         |
| 取締役<br>（社外取締役）    | 井 戸 一 朗 |                                                         |
| 取締役<br>（社外取締役）    | 師 田 卓   |                                                         |
| 取締役<br>（社外取締役）    | 寺 本 振 透 | 九州大学大学院法学研究院 教授<br>株式会社ウェブアイ 社外取締役                      |
| 取締役<br>（社外取締役）    | 山 田 喜 彦 | Tesla, Inc. (テスラ) ギガファクトリー バイスプレジデント                    |
| 常勤監査役<br>（社外監査役）  | 渡 邊 和 司 |                                                         |
| 監査役<br>（社外監査役）    | 松 尾 清   | 松尾清公認会計士事務所 代表<br>H. I. S. Mobile株式会社 社外監査役             |
| 監査役<br>（社外監査役）    | 井 上 伸 一 | 公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長                                     |

- (注) 1. LTSanda B.V.B.Aは、当社の実質的な大株主です（LTSanda B.V.B.Aは、当社の大株主であるMLPFS CUSTODY ACCOUNTが所有する当社株式12,686,000株の全株式を保有しています）。
2. my FinTech株式会社、コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社及びクルーシシステム株式会社は、当社の子会社です。
3. H. I. S. Mobile株式会社は、当社の関連会社です。当社は同社からMVNE業務を受託しています。
4. 監査役松尾清氏は、公認会計士の資格を有し、日本及び米国で、長期にわたり、会計監査に携わっており、財務及び会計に関する豊富な知見を有しています。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|------|---------------------|
| 中山 孝司 | 平成30年6月27日 | 任期満了 | 社外監査役               |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 支給人員       | 支給額               |
|------------------|------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(5名) | 316百万円<br>(23百万円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名) | 19百万円<br>(19百万円)  |
| 合計               | 12名        | 335百万円            |

- (注) 1. 取締役の報酬は、金銭報酬(給与)及び非金銭報酬(社宅)であり、金銭報酬(給与)については、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は含まない)と承認され、非金銭報酬(社宅)については、平成17年6月29日開催の第9回定時株主総会において月額500万円以内と承認されています。
2. 監査役報酬は、金銭報酬(給与)であり、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。
3. 監査役報酬等の総額には、当事業年度中に退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
4. 当事業年度末時点の監査役員数は3名(うち社外監査役3名)ですが、当事業年度中に退任した監査役が1名(うち社外監査役1名)いるため、支給人員数と相違しています。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役寺本振透氏は、九州大学大学院法学研究院の教授を兼務しています。なお、当社と同大学との間に特別の関係はありません。
  - 取締役山田喜彦氏は、Tesla, Inc. (テスラ) のギガファクトリー・バイスプレジデントを兼務しています。なお、当社と同社との間に特別

の関係はありません。

- ・監査役松尾清氏は、松尾清公認会計士事務所の代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間に特別の関係はありません。
- ・監査役井上伸一氏は、公益社団法人日本航空機操縦士協会の会長を兼務しています。なお、当社と同協会との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役寺本振透氏は、株式会社ウェブアイの社外取締役を兼務しています。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役松尾清氏は、H. I. S. Mobile株式会社の社外監査役を兼務しています。同社は当社の関連会社であり、当社は同社からMVNE業務を受託しています。

ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係等

- ・該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（8回開催） |      | 監査役会（9回開催） |      |
|---------|------------|------|------------|------|
|         | 出席回数       | 出席率  | 出席回数       | 出席率  |
| 取締役塚田健雄 | 8回         | 100% | —          | —    |
| 取締役井戸一朗 | 7回         | 88%  | —          | —    |
| 取締役師田卓  | 8回         | 100% | —          | —    |
| 取締役寺本振透 | 5回         | 63%  | —          | —    |
| 取締役山田喜彦 | 8回         | 100% | —          | —    |
| 監査役渡邊和司 | 8回         | 100% | 9回         | 100% |
| 監査役松尾清  | 8回         | 100% | 8回         | 89%  |
| 監査役井上伸一 | 6回         | 100% | 5回         | 100% |

(注) 監査役井上伸一氏は平成30年6月27日開催の第22回定時株主総会で選任されたため、就任後開催された取締役会（6回）及び監査役会（5回）の出席回数及び出席率を記載しています。

- b. 取締役会及び監査役会における発言状況その他の活動状況
- ・取締役塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界の経営者として培った豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
  - ・取締役井戸一朗氏は、グローバルな計測・制御機器企業の経営者として培った豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
  - ・取締役田田卓氏は、繊維・複合材料業界の経営者として培った豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
  - ・取締役寺本振透氏は、法学分野の研究者及び教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁護士として培った専門的知見に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
  - ・取締役山田喜彦氏は、グローバルな電気機器企業の経営者として培った豊富な知識及び経験、並びに米国の自動車メーカーの幹部としての経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な助言・提言を行っています。
  - ・監査役渡邊和司氏は、常勤監査役として会社の業務執行状況を監視するとともに、行政及び企業経営を通じて培った専門的知見に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性を確保するために適切な助言を行っています。
  - ・監査役松尾清氏は、公認会計士としての専門的な知識並びに日本及び米国における豊富な会計監査経験に基づく財務及び会計に関する知見を生かし、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性を確保するために適切な助言を行っています。
  - ・監査役井上伸一氏は、航空業界の経営者及び常勤監査役として培った豊富な知識及び経験に基づき、適宜、質問し、または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性を確保するために適切な助言を行っています。
  - ・上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

監査法人元和

##### ② 報酬等の額

|                                         | 支 払 額 |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 24百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬見積りに関して取締役より必要な資料を入手したうえで、報酬見積り額の算出根拠である監査項目の内容、監査時間等が適切であると認め、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
3. 当社の子会社である、Contour Networks Inc. 及びComputer and Communication Technologies Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

##### ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容（最終改定 平成29年3月23日）及び運用状況の概要は以下のとおりです。

### I 当社グループの内部統制に関する事項

#### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1) 社外取締役による牽制

取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者とする。

##### (2) 内部監査室による監査体制の整備

内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。

##### (運用状況)

当社の取締役会は、社外取締役が過半数を占めており（当事業年度末時点において、当社の取締役8名のうち、5名が社外取締役）、社外取締役の積極的かつ忌憚のない質問・指摘・助言により、議論の実質が確保された有益なものとなっています。また、当事業年度末時点において、社外取締役のうち1名が法律に関する専門的な知見を有する者となっています。

内部監査についても、専任者を置き、代表取締役社長に随時報告するとともに、社外監査役3名で構成される監査役会にも、適宜情報の共有がなされています。

#### 2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。

(2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。

##### (運用状況)

取締役の職務の執行にかかる情報は、文書管理規程に基づき、適切に保管及び管理しています。また、これらの情報について、常時閲覧できる体制をとっており、取締役は、必要に応じて適時に文書を確認し、常勤監査役も、必要に応じて文書の保管状況の確認を行っています。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、業務執行取締役及び執行役員で構成する常勤役員会（以下「MB」という）の決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (2) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、業務執行取締役及び執行役員で構成するエグゼクティブオフィス会議（以下「EOM」という）で行う。
- (3) 内部監査室は、EOMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

#### (運用状況)

当社グループのリスク管理は、現時点では、業務執行取締役が決定し、執行役員が実行しています。今後は、リスク管理規程に基づき、当社グループが直面する可能性のあるリスクまたは将来発生する可能性のあるリスクに対する、組織的かつ体系的な防止策の検討を進めていきます。また、内部監査室は、内部監査の一環として、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況を確認し、必要に応じて、代表取締役社長に改善策を進言しています。

### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
- (2) MBの設置
- (3) 業務執行取締役3名で構成する代表取締役会（以下「RDM」という）の設置
- (4) EOMの設置
- (5) 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
- (6) RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
- (7) MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
- (8) 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

#### (運用状況)

当社の取締役会は、専ら、社外取締役による監督機関として機能しており、業務執行はRDMがあたっています。取締役会は、取締役会規程に基づき、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決定しますが、その他の事項はRDMの意思決定によっています。EOMは取締役会及びRDMの意思決定に従って業務執行を推進し、MBは業務執行についての相互の監督及び情報共有の機能を果たしています。

5. 当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 法令遵守のための行動規範を定めるコンプライアンス規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。
  - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務担当ファンクションがこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、HR担当ファンクションが中心となり、従業員に対する教育及び指導を実施する。
  - (3) 内部監査室による監査体制の整備  
内部監査室は、法務担当ファンクションと連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。

(運用状況)

コンプライアンス体制の整備のうち、インサイダー取引の防止及び社内システムの管理（IT全般統制）については、勤怠管理システムや社内掲示板等を活用し、担当ファンクションから、定期的に注意喚起を行っています。取引の開始にあたっては、取引先に反社会的勢力との関わりがないことを確認するプロセスを整備しています。また、内部監査室は、内部監査の一環として、各担当ファンクションにおけるコンプライアンスの状況を確認し、必要に応じて、法務担当ファンクションへの照会、または、代表取締役社長への進言ができる体制となっています。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
  - ① 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
  - ② 当社の子会社の業務執行責任者は、MBにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
  - ③ 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。
- (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
「3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」と同様。  
当社のリスク管理規程は当社グループを対象とし、EOMは当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針を決定する。
- (3) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」と同様。
  - ① 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
  - ② MBの設置
  - ③ RDMの設置

- ④ EOMの設置
  - ⑤ 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
  - ⑥ RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
  - ⑦ MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
  - ⑧ 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー
- (4) 当社の子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告する。

(運用状況)

当社の連結子会社8社の取締役には、当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上在任しており、連結子会社の業務執行が適切に監督されています。また、連結子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程に基づいてMBに出席し、当該連結子会社の業績、財務状況その他の重要事項を適切に報告しています。

内部監査室は、内部監査規程に基づき連結子会社の監査を行い、監査結果を当社代表取締役社長に報告しています。

## II 当社の監査体制の整備に関する事項

1. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
  - (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
  - (2) 監査役スタッフ以外の監査役補助従業員は設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、他の従業員を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。

(運用状況)

監査役会の運営に関する事務は、法務担当ファクションの従業員が監査役スタッフとしてこれにあたり、監査役が必要と認めた場合は、法務担当ファクションまたは経理担当ファクションの従業員が、適宜、監査役の補助を行っています。監査役スタッフは、常勤監査役と日常的に連携を図り、監査役会の準備、各担当ファクションとの連絡及び監査役会における議事の記録等の事務を行っています。

2. 前項の従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、従業員が遂行する監査補助業務の独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

(運用状況)

従業員が、監査役スタッフとしての業務、または、監査役の補助を行う場合、取締役または各担当ファンクションの責任者がこれに異を唱えることはなく、監査補助業務の独立性は、取締役または各担当ファンクションに十分に認識され、徹底されています。

3. 当社の監査役の第1項に定める従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務の補助にあたる従業員は、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けないものとする。

(運用状況)

監査役職務の補助にあたる従業員が、監査役から監査業務にかかる指示を受けた場合、その指示に関して取締役または他の従業員の指揮命令を受けることはありません。

4. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役の判断により、他の監査役に報告される。
- ② 当社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- ③ 当社の役員及び従業員は、コンプライアンス規程に基づき、規程違反について直属の上司または法務担当ファンクションに報告するものとされ、これらの者から報告を受けた業務執行取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

(2) 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 常勤監査役がMBに出席する体制をとることにより、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告される。また、常勤監査役から、他の監査役に報告される。
- ② 当社の関係会社主管責任者は、当社子会社の役員または従業員からの報告により、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告するものとする。

(運用状況)

常勤監査役は、MBに毎回出席しており、当社グループの月次業績等、監査に必要な情報は、適宜、常勤監査役に報告されています。なお、当事業年度において、コンプライアンス規程違反についての報告はありませんでした。

5. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程において、直属の上司または法務担当ファンクションに規程違反を報告した場合、報告について秘密を厳守し、報告した者に対する報復を禁止する措置をとる旨を定めている。

当社は、このルールに準じ、監査役に報告をした当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して当該報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(運用状況)

当事業年度において、コンプライアンス規程違反についての報告はありませんでした。なお、コンプライアンス規程違反を報告した場合の報告者に対する報復の禁止は、就業規則及びコンプライアンス規程によって周知徹底されています。

6. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当社所定の手続きに従って当該費用または債務を処理するものとする。

(運用状況)

監査役職務について生じる費用（書籍の購入費及び研修会への参加費を含む）は、監査役請求に基づき、監査役スタッフが、当社所定の手続きに従って適切に対応しています。

7. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務執行取締役及び内部監査室は、必要に応じて、それぞれ監査役会と意見交換を実施するものとする。また、適宜、監査法人にも監査役会との意見交換を求めるものとする。

(運用状況)

業務執行取締役、内部監査室長及び監査法人は、監査役求めに応じ、定期的に監査役会で報告または説明を行っており、緊密な意見交換を行うことで監査の実効性が確保されています。また、常勤監査役は、内部監査にも積極的に陪席し、独立性の高い立場から、その有効性を確認しています。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題として位置付けています。

株主に対する利益還元策として、一般的には、配当、自社株買い、株主優待等が実施されています。

しかしながら、当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、市場の拡大とともに当該企業が成長し、その結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、日本市場においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長が見込まれます。

そのため、事業活動から生み出されるキャッシュは、極力再投資をし、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、一般的な利益還元策である配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。

当社は、引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、その結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

### ② 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「① 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

### ③ 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「① 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

# 連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額          | 科 目                  | 金 額          |
|--------------------|--------------|----------------------|--------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |              | <b>負 債 の 部</b>       |              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,360</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>989</b>   |
| 現金及び預金             | 643          | 買掛金                  | 357          |
| 売掛金                | 444          | 一年内返済予定の長期借入金        | 23           |
| 商 品                | 118          | リース債務                | 1            |
| 貯 蔵 品              | 0            | 未払金                  | 80           |
| 未 収 入 金            | 96           | 未払法人税等               | 25           |
| そ の 他              | 93           | 前 受 収 益              | 141          |
| 貸倒引当金              | △35          | 預 り 金                | 74           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>320</b>   | 買付契約評価引当金            | 219          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>41</b>    | そ の 他                | 65           |
| 工具、器具及び備品          | 41           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>40</b>    |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>95</b>    | 長期借入金                | 31           |
| 特 許 権              | 1            | リース債務                | 0            |
| ソフトウェア             | 60           | そ の 他                | 8            |
| ソフトウェア仮勘定          | 33           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,029</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>183</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>     |              |
| 投資有価証券             | 40           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>496</b>   |
| 敷金保証金              | 143          | 資 本 金                | 4,157        |
| そ の 他              | 0            | 資 本 剰 余 金            | 2,498        |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>6</b>     | 利 益 剰 余 金            | △6,157       |
| 株式交付費              | 4            | 自 己 株 式              | △2           |
| 社債発行費              | 2            | その他の包括利益累計額          | 136          |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,687</b> | 為替換算調整勘定             | 136          |
|                    |              | 新 株 予 約 権            | 9            |
|                    |              | 非 支 配 株 主 持 分        | 15           |
|                    |              | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>657</b>   |
|                    |              | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,687</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                                 | 金 額   |
|-------------------------------------|-------|
| 売 上 高                               | 3,518 |
| 売 上 原 価                             | 2,489 |
| 売 上 総 利 益                           | 1,028 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                 | 1,530 |
| 営 業 損 失 ( △ )                       | △502  |
| 営 業 外 収 益                           | 14    |
| 受 取 利 息                             | 0     |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益                 | 0     |
| 為 替 差 益                             | 8     |
| 雑 収 入                               | 5     |
| 営 業 外 費 用                           | 7     |
| 支 払 利 息                             | 0     |
| 株 式 交 付 費 償 却                       | 3     |
| 社 債 発 行 費 償 却                       | 3     |
| そ の 他                               | 0     |
| 経 常 損 失 ( △ )                       | △495  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ( △ )         | △495  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税             | 4     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                     | △499  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ ) | △0    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ ) | △499  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成30年4月1日から）  
（平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                 | 4,034   | 2,375     | △5,658    | △2      | 749         |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行                 | 123     | 123       |           |         | 246         |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |         |           | △499      |         | △499        |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 123     | 123       | △499      | △0      | △252        |
| 当 期 末 残 高                 | 4,157   | 2,498     | △6,157    | △2      | 496         |

|                           | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|-------------|---------------|-------|---------|-------|
|                           | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |       |         |       |
| 当 期 首 残 高                 | 143         | 143           | 9     | —       | 903   |
| 連結会計年度中の変動額               |             |               |       |         |       |
| 新 株 の 発 行                 |             |               |       |         | 246   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）        |             |               |       |         | △499  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |             |               |       |         | △0    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △7          | △7            | △0    | 15      | 7     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △7          | △7            | △0    | 15      | △245  |
| 当 期 末 残 高                 | 136         | 136           | 9     | 15      | 657   |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|          |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数  | 8社                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 連結子会社の名称 | JCI US Inc.<br>Contour Networks Inc.<br>Computer and Communication Technologies Inc.<br>Arxceo Corporation<br>JCI Europe Communications Limited<br>コントウアー・ネットワークス・ジャパン株式会社<br>クルーシステム株式会社<br>my FinTech株式会社<br>当連結会計年度から、新規に設立したmy FinTech株式会社を連結の範囲に含めています。 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 持分法適用の関連会社の数  | 1社                  |
| 持分法適用の関連会社の名称 | H. I. S. Mobile株式会社 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

|            |            |     |
|------------|------------|-----|
| (リース資産を除く) | 建物及び建物附属設備 | 定額法 |
|            | その他の有形固定資産 | 定率法 |

(イ) 無形固定資産

|            |             |                   |
|------------|-------------|-------------------|
| (リース資産を除く) | 自社利用のソフトウェア | 利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
|------------|-------------|-------------------|

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

(イ) 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,042百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類及び総数 普通株式 160,428,239株

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|               | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数   |
|---------------|------------|-------------|
| 新株予約権（第三者割当て） | 普通株式       | 21,600,000株 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程にそってリスク軽減を図っています。長期借入金及びリース債務は固定金利であり、金利変動リスクを回避しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

|                 | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額  |
|-----------------|------------|--------|------|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 643百万円     | 643百万円 | －百万円 |
| (2) 売 掛 金       | 444        | 444    | －    |
| (3) 未 収 入 金     | 96         | 96     | －    |
| 資 産 計           | 1,183      | 1,183  | －    |
| (4) 買 掛 金       | 357        | 357    | －    |
| (5) 長 期 借 入 金   | 54         | 54     | 0    |
| (6) リ ー ス 債 務   | 1          | 1      | －    |
| 負 債 計           | 414        | 414    | 0    |

(注1)金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (4) 買掛金、(6) リース債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、一年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(注2)関係会社株式（連結貸借対照表計上額40百万円）及び敷金保証金（連結貸借対照表計上額143百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めていません。

5. 1株当たり情報に関する注記

|               |        |
|---------------|--------|
| 1株当たり純資産額     | 3円94銭  |
| 1株当たり当期純損失（△） | △3円13銭 |

# 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額   | 科 目                  | 金 額    |
|------------------------|-------|----------------------|--------|
| <b>資 産 の 部</b>         |       | <b>負 債 の 部</b>       |        |
| <b>流 動 資 産</b>         | 1,352 | <b>流 動 負 債</b>       | 1,310  |
| 現金及び預金                 | 458   | 買掛金                  | 354    |
| 売掛金                    | 409   | 一年内返済予定の長期借入金        | 273    |
| 商 品                    | 90    | リース債務                | 1      |
| 貯 蔵 品                  | 0     | 未払金                  | 178    |
| 未収入金                   | 159   | 前受収益                 | 136    |
| 前払費用                   | 23    | 預り金                  | 73     |
| その他                    | 289   | 買付契約評価引当金            | 219    |
| 貸倒引当金                  | △77   | その他                  | 73     |
| <b>固 定 資 産</b>         | 722   | <b>固 定 負 債</b>       | 31     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | 38    | 長期借入金                | 31     |
| 工具、器具及び備品              | 38    | リース債務                | 0      |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | 96    | <b>負 債 合 計</b>       | 1,342  |
| ソフトウェア                 | 61    | <b>純 資 産 の 部</b>     |        |
| ソフトウェア仮勘定              | 35    | <b>株 主 資 本</b>       | 730    |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | 587   | 資 本 金                | 4,157  |
| 関係会社株式                 | 451   | 資 本 剰 余 金            | 2,498  |
| 敷金保証金                  | 136   | 資 本 準 備 金            | 2,498  |
| 長期貸付金                  | 152   | 利 益 剰 余 金            | △5,923 |
| その他                    | 0     | その他利益剰余金             | △5,923 |
| 貸倒引当金                  | △152  | 繰越利益剰余金              | △5,923 |
| <b>繰 延 資 産</b>         | 6     | 自 己 株 式              | △2     |
| 株式交付費                  | 4     | 新株予約権                | 9      |
| 社債発行費                  | 2     | <b>純 資 産 合 計</b>     | 739    |
| <b>資 産 合 計</b>         | 2,082 | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | 2,082  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

（平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額   |
|-------------------------|-------|
| 売 上 高                   | 3,322 |
| 売 上 原 価                 | 2,307 |
| 売 上 総 利 益               | 1,014 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,488 |
| 営 業 損 失 ( △ )           | △474  |
| 営 業 外 収 益               | 12    |
| 受 取 利 息                 | 0     |
| 為 替 差 益                 | 7     |
| 雑 収 入                   | 5     |
| 営 業 外 費 用               | 14    |
| 支 払 利 息                 | 1     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 6     |
| 株 式 交 付 費 償 却           | 3     |
| 社 債 発 行 費 償 却           | 3     |
| そ の 他                   | 0     |
| 経 常 損 失 ( △ )           | △476  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )   | △476  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         | △479  |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

（平成30年4月1日から）  
（平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                                 | 株 主 資 本 |           |              |                                 |                  |         |             |
|---------------------------------|---------|-----------|--------------|---------------------------------|------------------|---------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                       |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                                 |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |             |
| 当 期 首 残 高                       | 4,034   | 2,375     | 2,375        | △5,443                          | △5,443           | △2      | 964         |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |              |                                 |                  |         |             |
| 新 株 の 発 行                       | 123     | 123       | 123          |                                 |                  |         | 246         |
| 当期純損失（△）                        |         |           |              | △479                            | △479             |         | △479        |
| 自己株式の取得                         |         |           |              |                                 |                  | △0      | △0          |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の変動<br>額（純額） |         |           |              |                                 |                  |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | 123     | 123       | 123          | △479                            | △479             | △0      | △233        |
| 当 期 末 残 高                       | 4,157   | 2,498     | 2,498        | △5,923                          | △5,923           | △2      | 730         |

|                                 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------------|-------|-------|
| 当 期 首 残 高                       | 9     | 974   |
| 事業年度中の変動額                       |       |       |
| 新 株 の 発 行                       |       | 246   |
| 当期純損失（△）                        |       | △479  |
| 自己株式の取得                         |       | △0    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中の変動<br>額（純額） | △0    | △0    |
| 事業年度中の変動額合計                     | △0    | △234  |
| 当 期 末 残 高                       | 9     | 739   |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法

##### ② たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

|            |            |     |
|------------|------------|-----|
| （リース資産を除く） | 建物及び建物附属設備 | 定額法 |
|            | その他の有形固定資産 | 定率法 |

##### ② 無形固定資産

|            |                   |  |
|------------|-------------------|--|
| （リース資産を除く） | 自社利用のソフトウェア       |  |
|            | 利用可能期間（5年）に基づく定額法 |  |

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

##### ② 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 資産に係る減価償却累計額       |        |
| 有形固定資産の減価償却累計額         | 820百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |        |
| 短期金銭債権                 | 73百万円  |
| 長期金銭債権                 | 152百万円 |
| 短期金銭債務                 | 350百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 関係会社との取引高  |        |
| 営業取引による取引高 |        |
| 売上高        | 83百万円  |
| 営業費用       | 268百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 28百万円  |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |         |
| 普通株式                   | 15,004株 |

## 5. 税効果会計に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 |           |
| 繰越欠損金              | 1,650百万円  |
| 関係会社株式評価損          | 926百万円    |
| 減損損失               | 204百万円    |
| たな卸資産評価損           | 29百万円     |
| 買付契約評価引当金          | 67百万円     |
| 前受収益               | 41百万円     |
| 貸倒引当金              | 70百万円     |
| その他                | 12百万円     |
| 繰延税金資産小計           | 3,003百万円  |
| 評価性引当額             | △3,003百万円 |
| 繰延税金資産合計           | －百万円      |

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                                                | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係                                                          | 取引の内容                                 | 取引金額            | 科 目                                    | 期末残高                |
|-----|-------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|---------------------|
| 子会社 | JCI US Inc.                                           | 所有直接<br>100%  | 役員の兼任<br>あり<br><br>貸付金あり                                               |                                       |                 | 長期貸付金<br>未収入金                          | 152<br>3            |
| 子会社 | Computer and<br>Communication<br>Technologies<br>Inc. | 所有間接<br>100%  | 技術及びサ<br>ービスの開<br>発委託並び<br>に当社サー<br>ビスの一部<br>の運用委託<br><br>役員の兼任<br>あり  | ソフトウェ<br>アの購入<br>システム運<br>営費他         | 27<br><br>98    | 前 渡 金                                  | 199                 |
| 子会社 | Arxceo<br>Corporation                                 | 所有間接<br>100%  | ネットワー<br>ク不正アク<br>セス防御技<br>術に関する<br>提携<br><br>役員の兼任<br>あり              | システム運<br>営費他                          | 27              | 前 渡 金<br><br>未収入金                      | 24<br><br>16        |
| 子会社 | クルーシステム<br>株式会社                                       | 所有直接<br>100%  | 電気通信事<br>業にかかる<br>オペレーシ<br>ョン業務の<br>委託<br><br>役員の兼任<br>あり<br><br>借入金あり | 利息の支払<br><br><br>オペレーシ<br>ョン業務の<br>委託 | 0<br><br><br>26 | 未収入金<br>一年内返済<br>予定の長期<br>借入金<br>未 払 金 | 40<br>250<br><br>82 |

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引は市場価格又は市場金利等を参考に合理的に決定しています。

(注2) JCI US Inc. への債権に対して155百万円、Arxceo Corporationへの債権に対して41百万円の貸倒引当金を計上しています。

7. 1 株当たり情報に関する注記

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 1 株当たり純資産額      | 4円55銭  |
| 1 株当たり当期純損失 (△) | △3円01銭 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月10日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人元和

|         |       |           |   |
|---------|-------|-----------|---|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 星 山 和 彦   | Ⓜ |
| 業務執行社員  |       |           |   |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 山 野 井 俊 明 | Ⓜ |
| 業務執行社員  |       |           |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月10日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人元和

|             |       |           |   |
|-------------|-------|-----------|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 星 山 和 彦   | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 山 野 井 俊 明 | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告及び説明を受けました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年 5月13日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 渡 邊 和 司 ⑩

監 査 役 松 尾 清 ⑩

監 査 役 井 上 伸 一 ⑩

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役4名選任の件

現任取締役のうち、三田聖二、塚田健雄、師田卓及び寺本振透の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                               | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>当社取締役であるときの地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1         | さん だ せい じ<br>三 田 聖 二<br>(昭和24年6月10日生)<br><br><b>【 再 任 】</b> | 昭和48年5月 カナダ国鉄入社<br>昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科<br>博士課程修了<br>昭和54年3月 コンレイル鉄道入社<br>昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社<br>副社長就任<br>昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院<br>上級マネジメントプログラム<br>(A. M. P) 修了<br>昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社<br>副社長就任<br>昭和62年7月 メリルリンチ証券入社 プロダク<br>トオペレーション副社長就任<br>平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動<br>電話事業部長(兼) モトローラ・<br>インク 副社長就任<br>平成6年7月 アップルコンピュータ(株) (現<br>Apple Japan) 代表取締役社長就任<br>(兼) アップルコンピュータ (現<br>アップル) 本社(米国) 副社長就<br>任<br>平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取<br>締役社長就任 (現任)<br>平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任<br>平成10年7月 日本アイルランド経済協会 (現<br>在日アイルランド商工会議所) 副<br>会長就任<br>平成10年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取<br>締役就任<br>平成12年2月 LTSanda B. V. B. A設立 マネー<br>ジングディレクター就任 (現任) | 1,498,300株      |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>( 生 年 月 日 ) | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>当社取締役であるときの地位及び担当                                                                                                                                              | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    | 平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネット<br>ワークに関する国際諮問会議委員<br>就任<br>在日アイルランド商工会議所（旧<br>日本アイルランド経済協会）会頭<br>就任<br>平成27年6月 当社 代表取締役会長就任（現<br>任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>LTSanda B. V. B. A マネージングディレクター |                 |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>三田聖二氏は、米国及びカナダで学業を修め、鉄道、銀行、証券等の各分野の代表的なグローバル企業で経営経験を積み、米国の大手通信機器メーカーの幹部として、黎明期にあった日本の携帯電話業界の成長に貢献しました。その経験に基づき、MVNO事業モデルを提唱して当社を創業した後は、20年間にわたり代表取締役社長として当社を牽引し、携帯電話事業者との相互接続を実現し、MVNO事業という新たな産業を生み出しました。平成27年6月に後継者計画を実行して代表取締役会長に就任した後も、国内外の豊富な人脈を生かして米国及び欧州でのグローバルな事業展開を進め、当社の企業価値の更なる向上に尽力しています。その実績及び能力を踏まえ、当社の取締役として引き続き適任であると判断いたします。</p> |                    |                                                                                                                                                                                   |                 |

| 候補者<br>番号                                                                                                                            | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                               | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>当社取締役であるときの地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                    | つかだ たけ お<br>塚 田 健 雄<br>(昭和7年10月3日生)<br><br>【 再 任 】<br>【社外取締役候補者】 | 昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業<br>昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程修了<br>昭和33年4月 トヨタ自動車工業(株) (現 トヨタ自動車(株)) 入社<br><br>昭和51年7月 同社 部長<br>昭和57年9月 同社 取締役就任<br>昭和62年9月 同社 常務取締役就任<br>昭和63年10月 日本移動通信(株) (現 KDD I 株) 専務取締役就任<br><br>平成3年6月 同社 取締役社長就任<br>平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任<br>平成12年10月 当社 社外取締役就任 (現任)<br>平成12年12月 株トヨタエンタプライズ 最高顧問就任<br><br>平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任<br>平成15年6月 同社 顧問就任 | 一株          |
| 社外取締役候補者とした理由<br>塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界の経営者として培った豊富な知識及び経験に基づき、当社の経営に対し、有益な助言及び提言を提供しています。そのため、当社の社外取締役として引き続き適任であると判断いたします。          |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |
| 3                                                                                                                                    | もろた たく 卓<br>師 田 卓<br>(昭和11年8月16日生)<br><br>【 再 任 】<br>【社外取締役候補者】  | 昭和36年3月 東京大学 法学部卒業<br>昭和36年3月 帝人(株) 入社<br>平成2年6月 同社 取締役就任<br>平成6年6月 同社 常務取締役就任<br>平成8年6月 同社 専務取締役就任<br>平成10年6月 同社 代表取締役専務就任<br>平成13年6月 株神戸製鋼所 社外監査役就任 (非常勤)<br><br>平成18年6月 当社 社外監査役就任<br>平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)                                                                                                                                           | 12,500株     |
| 社外取締役候補者とした理由<br>師田卓氏は、繊維・複合材料業界の経営者並びに社外取締役及び社外監査役として培った豊富な知識及び経験に基づき、当社の経営に対し、有益な助言及び提言を提供しています。そのため、当社の社外取締役として引き続き適任であると判断いたします。 |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                               | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>当社取締役であるときの地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                      | てらもと しんとう<br>寺 本 振 透<br>(昭和38年1月31日生)<br><br><b>【 再 任 】</b><br><b>【社外取締役候補者】</b> | 昭和60年3月 東京大学 法学部卒業<br>昭和62年4月 第一東京弁護士会登録<br>昭和62年4月 西村眞田法律事務所(現 西村あさ<br>ひ法律事務所) アソシエイト<br>平成2年10月 TMI 総合法律事務所 アソシエ<br>イト<br>平成5年8月 アリゾナ州立大学ロースクール<br>客員研究員<br>平成6年8月 道家寺本法律事務所 パートナー<br>平成8年1月 寺本法律事務所(後 寺本合同法律<br>事務所に改称) パートナー<br>平成12年7月 西村総合法律事務所(現 西村あさ<br>ひ法律事務所) に業務統合<br>平成18年4月 東京大学大学院法学政治学研究科<br>特任教授<br>平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究科<br>教授(法科大学院専任教員)<br>平成22年4月 九州大学大学院法学研究院 教授<br>(現任)<br>平成27年6月 当社 社外取締役就任(現任)<br>平成28年4月 株式会社ウェブアイ 社外取締<br>役就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>九州大学大学院法学研究院 教授<br>株式会社ウェブアイ 社外取締役 | 一株              |
| 社外取締役候補者とした理由<br>寺本振透氏は、法学分野の研究者及び教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁<br>護士として培った専門的知見に基づき、当社の経営に対し、有益な助言及び提言を提<br>供しています。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で<br>会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役とし<br>て引き続き適任であると判断いたします。なお、同氏は本総会までに、同氏の所属す<br>る九州大学から同大学の職員兼業規程に基づく許可を得て再任する予定です。 |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 「所有する当社の株式の数」は、平成31年3月31日現在の所有株式数です。  
 3. 社外取締役候補者塚田健雄氏について  
 (1) 塚田健雄氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総  
 会終結の時をもって18年8ヶ月となります。  
 (2) 当社と塚田健雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項  
 の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責  
 任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任

後、当該契約を継続する予定です。

- (3) 当社は、塚田健雄氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。当社は、同氏の再任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。
4. 社外取締役候補者師田卓氏について
- (1) 師田卓氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
  - (2) 当社と師田卓氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
  - (3) 当社は、師田卓氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。当社は、同氏の再任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。
5. 社外取締役候補者寺本振透氏について
- (1) 寺本振透氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
  - (2) 当社と寺本振透氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
  - (3) 当社は、寺本振透氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。当社は、同氏の再任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、松尾清氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                          | 略歴及び重要な兼職の状況並びに<br>当社監査役であるときの地位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式の<br>数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| まつお きよし<br>松尾 清<br>(昭和26年6月27日生)<br><br><b>【再任】</b><br><b>【社外監査役候補者】</b>                                                                                                                              | 昭和49年3月 関西学院大学 商学部卒業<br>昭和52年9月 プライス・ウォーターハウス(現 プライ<br>スウォーターハウスクーパース) 入所<br>昭和57年3月 公認会計士登録<br>昭和61年3月 プライス・ウォーターハウス(現 プライ<br>スウォーターハウスクーパース) ニュー<br>ヨーク事務所転籍<br>平成4年7月 同所 米国パートナー就任<br>同所 日本企業部代表就任<br>平成8年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人<br>トーマツ) ニューヨーク事務所入所<br>平成12年5月 同監査法人 東京事務所勤務<br>平成19年6月 同監査法人 東京事務所トータルサービ<br>ス3部 部門長<br>平成22年10月 同監査法人 東京事務所グローバルサービ<br>スグループ 部門長<br>平成25年4月 松尾清公認会計士事務所設立 代表就任<br>(現任)<br>平成25年6月 サンスター㈱ 社外監査役就任<br>サンスター技研㈱ 社外監査役就任<br>平成27年6月 当社 社外監査役就任(現任)<br>平成30年2月 H. I. S. Mobile㈱ 社外監査役就任(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>松尾清公認会計士事務所 代表<br>H. I. S. Mobile株式会社 社外監査役 | 一株                  |
| 社外監査役候補者とした理由<br>松尾清氏は、公認会計士としての専門的な知識並びに日本及び米国における豊富な会計監査経験に基づく財務及び会計に関する知見を生かし、当社の業務執行に対し、有益かつ有効な監査を行っています。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として引き続き適任であると判断いたします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                     |

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 「所有する当社の株式の数」は、平成31年3月31日現在の所有株式数です。

3. 松尾清氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 松尾清氏は、当社の特定関係事業者（関連会社）であるH. I. S. Mobile株式会社の社外監査役です。
5. 当社と松尾清氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、松尾清氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。当社は、同氏の再任後、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、平成27年6月24日開催の第19回定時株主総会において師田卓氏を補欠監査役に選任しましたが、当該決議の効力は本総会終結の時までとなりますので、引き続き補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                            | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| もろたたく<br>師田卓<br>(昭和11年8月16日生)                                                                                                                                                                                           | 昭和36年3月 東京大学 法学部卒業<br>昭和36年3月 帝人㈱ 入社<br>平成2年6月 同社 取締役就任<br>平成6年6月 同社 常務取締役就任<br>平成8年6月 同社 専務取締役就任<br>平成10年6月 同社 代表取締役専務就任<br>平成13年6月 ㈱神戸製鋼所 社外監査役就任<br>(非常勤)<br>平成18年6月 当社 社外監査役就任<br>平成25年6月 当社 社外取締役就任(現任) | 12,500株     |
| 【再選】                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                              |             |
| 補欠監査役候補者とした理由<br>師田卓氏は、平成18年から平成25年までの7年間、当社の社外監査役として、当社の業務執行に対し、有益かつ有効な監査を行っていました。そのため、当社の補欠監査役として引き続き適任であると判断いたします。なお、同氏は、当社の社外取締役(現任)であり、繊維・複合材料業界の経営者並びに社外取締役及び社外監査役として培った豊富な知識及び経験に基づき、当社の経営に対し、有益な助言及び提言を提供しています。 |                                                                                                                                                                                                              |             |

- (注)
- 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 「所有する当社の株式の数」は、平成31年3月31日現在の所有株式数です。
  - 師田卓氏は、当社の社外取締役(現任)であり、第1号議案「取締役4名選任の件」が原案通り承認可決された場合は、引き続き当社の社外取締役となります。そのうえで、法令に定める監査役の員数を欠く事態が生じた場合は、同氏は社外取締役を退任し、監査役に就任します。
  - 師田卓氏は、当社の社外取締役(現任)であり、当社と師田卓氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏が監査役に就任した場合、同氏の間で、改めて当該契約を締結する予定です。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区麻布台二丁目1番2号  
東京アメリカンクラブ 地下2階  
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）

株主総会お問い合わせ窓口 (03)-5776-1701（内線：1000）



東京メトロ日比谷線 神谷町駅  
飯倉方面改札（2番出口）から徒歩15分（上り坂）

- \* 飯倉交差点の横断歩道をNOAビル方面に渡り、右手の坂道を進み、一本目を左折してください。
- \* 駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。